

『海洋汚染及び海上災害の防止のための政策の検討について』に対する主な意見  
の概要とそれに対する考え方

ご意見の概要	考え方
<p>防除措置が義務付けられる船主に対し、陸上で防除対策等を実施する地方公共団体との調整の場に出席を求めることができるように国土交通省の防災業務計画等に明記すべき。</p>	<p>迅速かつ効果的な防除措置を実施するためには、地方公共団体等関係者間の意思の疎通が不可欠であり、現状においても、船主側関係者の出席を得て適宜連絡調整会議を開催することとしているところです。</p>
<p>国は、防災関係者の防除活動全般についてアドバイスできる専門家の派遣制度を創設すべき。</p>	<p>海上保安庁は、専門的な知識及び技能を有する「機動防除隊」を擁しており、事案発生時には直ちにこれを現場に派遣し、危険性の評価、防除措置の調整等を行うとともに、関係者間の意思の疎通を図るため連絡調整会議を開催することとしております。</p> <p>また、特に必要な場合には専門的な知見を有する民間機関等との連携を図ることとしているところです。</p>
<p>防除のために化学薬剤等を使用する事前のルール作りを、専門家を加えた場で進めてもらいたい。</p>	<p>油処理剤を含め使用する資材等は事案発生現場の状況に応じ適切なものを選択する必要があるところですが、承った貴重なご意見を今後の政策の推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>有害液体物質の流出に伴う環境影響評価調査のマニュアルを作成し、地方公共団体にも配布すべき。</p>	<p>有害液体物質の流出に伴う環境への影響を継続的に調査することは重要であると考えており、承った貴重なご意見を今後の政策の推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>有害液体物質が流出した場合の挙動、安全性、防除活動上の注意点等をマニュアル化したものを事前に配布すべき。</p>	<p>社団法人日本海難防止協会及び独立行政法人海上災害防止センターが日本財団の助成を得て「HNS海上流出事故対応データ・ベース」を作成し、既にホームページ等で公開されております。</p>
<p>事故当事者が外国の船主等の場合、地方公共団体の防除措置の補償請求については、国が立て替え、国の責任で求償権を発動できるようにすべき。</p>	<p>大規模な排出事故が発生した場合においては、国の関係行政機関のみならず、関係する地方公共団体が協力して防除措置を講じているところですが、これはそれぞれの機関の所掌事務に基づき実施しているものです。</p> <p>したがって、ご意見のように、要した費用を国が立て替え、国の責任において求償権を行使すべき性質のものではないと考えています。</p>
<p>防除措置は公的な専門機関が取り組むべきであり、原因者にはその費用だけを負担させるべき。</p>	<p>有害液体物質等の防除においては、重油等の場合と異なり、一定の知識や経験が必要であると考えており、承った貴重なご意見を今後の政策の推進の参考とさせていただきます。</p>